

◎新潟県告示第736号

平成19年4月27日新潟県告示第1076号（漁業災害補償法に基づく加入区の変更設定について）の一部を次のように改正する。

なお、この告示による改正後の規定は、その共済責任期間の開始日が平成27年9月1日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が平成27年8月31日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。

平成27年5月1日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

平成19年4月27日新潟県告示第1076号で定めた区分の表中

区 分
1 小型定置漁業
2 小型機船底びき網漁業のうち主として機船手繰網を営む漁業であって村上市鶴泊、寝屋、勝木、碁石、府屋、岩崎、中浜及び伊呉野の地区の者が行う漁業
3 小型機船底びき網漁業のうち主として板びき網を営む漁業であって村上市鶴泊、寝屋、勝木、碁石、府屋、岩崎、中浜及び伊呉野の地区の者が行う漁業
4 主として刺し網を営む漁業であって村上市鶴泊、寝屋、勝木、碁石、府屋、岩崎、中浜及び伊呉野の地区の者が行う漁業
5 主として2から4に掲げる漁業以外の漁業を営む漁業であって村上市鶴泊、寝屋、勝木、碁石、府屋、岩崎、中浜及び伊呉野の地区の者が行う漁業
6 村上市板貝、笹川、桑川、浜新保の地区の者が行う漁業
7 村上市芦谷、寒川、脇川、今川の地区の者が行う漁業

を

区 分
1 小型定置漁業
2 小型機船底びき網漁業のうち主として機船手繰網を営む漁業であって村上市今川、脇川、寒川、芦谷、鶴泊、寝屋、勝木、碁石、府屋、岩崎、中浜及び伊呉野の地区の者が行う漁業
3 小型機船底びき網漁業のうち主として板びき網を営む漁業であって村上市今川、脇川、寒川、芦谷、鶴泊、寝屋、勝木、碁石、府屋、岩崎、中浜及び伊呉野の地区の者が行う漁業
4 主として刺し網を営む漁業であって村上市今川、脇川、寒川、芦谷、鶴泊、寝屋、勝木、碁石、府屋、岩崎、中浜及び伊呉野の地区の者が行う漁業
5 主として2から4に掲げる漁業以外の漁業を営む漁業であって村上市今川、脇川、寒川、芦谷、鶴泊、寝屋、勝木、碁石、府屋、岩崎、中浜及び伊呉野の地区の者が行う漁業
6 村上市板貝、笹川、桑川、浜新保の地区の者が行う漁業

に改める。